

入札説明書

令和 7 年札幌市告示第 1751 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 4 月 23 日

2 契約担当部局

〒005-0031 札幌市南区南 31 条西 8 丁目 2 番 5 号
札幌市南区土木部維持管理課事務係
電話 (011) 581-3811 FAX (011) 582-2916

3 入札に付する事項

- (1) 借受の名称 南区土木センター保全改修工事に伴う仮設トイレ等の借受
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書等による。
- (3) 借受期間 令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで
ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減または減額があった場合には、契約を解除することがある。
- (4) 納入期限 令和 7 年 7 月 31 日
- (5) 納入場所 南区土木センター 札幌市南区南 31 条西 8 丁目 2 番 5 号
- (6) 入札方法
月額で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4~7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市内に本店又は支店を有する者であること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所および問い合わせ先
上記 2 に同じ。

- (2) 入札書の受領期限
令和7年5月14日(水)14時00分(送付の場合は必着のこと。)
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年5月15日(木)10時00分
- (4) 入札書の提出方法
- ア 入札書は、添付資料の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和7年5月15日10時00分開札〔南区土木センター保全改修工事に伴う仮設トイレ等の借受の入札書在中〕」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。(添付資料「入札書、委任状の記載方法及び入札書封筒について」も確認し作成すること)
- イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年5月15日10時00分開札〔南区土木センター保全改修工事に伴う仮設トイレ等の借受〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。
- オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (5) 調達案件の仕様等に対する質問
- ア 質問の提出
質問は添付様式により作成し、持参又はファクシミリにより提出すること。なお、ファクシミリ送信後は、電話で着信確認すること。
- イ 質問の提出先及び提出期限
上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年5月1日12時15分までの間で提出すること。
- ウ 質問に対する回答
質問を受理した日の翌日以降、上記2の場所で閲覧に供するとともに南区ホームページに掲載する。したがって、質問を提出する前に、必ず上記ホームページ上に同様の質問及びその回答が掲載されていないかを確認すること。
- (6) 開札
- ア 開札は、上記(3)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、競争入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は開札立ち会いに関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (7) 入札の無効
- ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反し

た者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額を一年間あたりの額に換算した額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書等、契約書案などについて、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して 3 日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。ない、指定期限までに提出がない場合は、当該落札業者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効

とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書（共通一第 14 号様式）を提出することとする。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、決定の日の翌日から起算し 5 日後（5 日目が土曜日、日曜日及び休日となる場合はその翌開庁日）までに契約書を取り交わすものとし、期限内に契約書の取り交わしがない場合は、落札を取り消すこととする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 添付資料様式「契約書（案）」のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし送付又は電送によるものは受け付けない。

7 入札参加資格の審査に係る書類の提出

上記 6(4)ウによる入札参加資格の審査に係る書類については、下記のとおり作成すること。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出について
 - ア 様式1により作成すること
 - イ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿（任意様式）
- (2) その他
 - ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された書類は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における書類の書換え、引換え又は撤回は認めない。

8 添付資料

- (1) 入札書・委任状・消費税及び地方消費税免税事業者申出書
- (2) 契約書（案）
- (3) 契約約款
- (4) 同等・規格確認書
- (5) 質問票
- (6) 札幌市競争入札参加者心得
- (7) 一般競争入札参加資格確認申請書